年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 28 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの　　1件

厚生年金保険関係　　1件

厚生局受付番号　：　北海道（受）第 2600097 号
厚生局事案番号　：　北海道（厚）第 2600016 号

第１　結論

１　請求者のＡ事業所における令和元年 12 月 24 日の標準賞与額を 11 万円に訂正することが必要である。

令和元年 12 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和元年 12 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

２　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成６年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和元年 12 月
②　令和２年７月
③　令和２年 12 月
④　令和３年 12 月

Ａ事業所から支払われた請求期間①から④までの賞与について、標準賞与額が記録されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①について、請求者から提出された源泉徴収票、複数の同僚から提出された給与明細書、賞与明細書及び源泉徴収票、複数の同僚のオンライン記録（以下「源泉徴収票等」という。）から判断すると、請求者は、Ａ事業所から、令和元年 12 月 24 日に 11 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から 11 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、事業主は死亡しているため、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　請求期間②及び③について、源泉徴収票等から判断すると、請求者は、Ａ事業所から賞与の支払を受けていたことはうかがえるものの、当該事業所において社会保険事務を担当していた

事業主の妻、当該事業所が業務委託していた社会保険労務士及び会計事務所の担当者は、請求期間②及び③に係る資料は保管していない旨回答している上、請求者は、賞与明細書を所持しておらず、賞与は現金手渡しであったと述べていることから、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額のいずれについても確認又は推認することができない。

また、請求期間④について、請求者から提出された令和３年１月分から同年３月分までの給与明細書、令和３年分の源泉徴収票及び請求者の陳述から判断すると、請求者は、Ａ事業所から賞与の支払を受けていなかった状況がうかがわれる。

このほか、請求者の請求期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。